

はしごをけつとばす

—規則遵守論と懷疑論—

壁谷 彰慶

0 はじめに

自分が普段行なっていることへの疑いは、どこまで可能だろうか。たとえば懷疑論者が現われて、自明の事実を脅かす、予想外の可能性を提示してきたとすればどうだろう。無意識に行なっている事柄であるほど、懷疑は受け入れがたいように思われる。通常「規則遵守論」として参照されるクリプキの『ウィトゲンシュタインのパラドックス』¹も、こうした懷疑論の体裁をとって始められている。但し、彼の議論に特徴的なのは、懷疑の過程を「はしご」の比喩を用いて描写していることだ。本稿は、この比喩を通して、懷疑論者が提示する仮説（「懷疑的仮説」と呼ぼう）の位置づけを考察する。結論として、一般に懷疑論は二つのレベルに関わりうることと（2. 2節）、規則遵守論は二つの規範性の問題に関わっていることとの（3. 3節）、二点を提示する。

1 はしごをけつとばす

クリプキの規則遵守論は、二章で懷疑的パラドックスが提示され、それに「正面からの解決」が不可能なことが示された後、三章にて「懷疑的解決」が取られるという形をとる。まずはクリプキの懷疑的パラドックス（K:7-11 [11-20]）の概要を確認しておこう。

——私はこれまで「+」で加法の計算を行なってきたことを確信している。今、はじめて「 $68+57$ 」という計算を行なうとする。「125」と答えるべきであり、それはあらかじめ決定された事実であるはずだ。しかし、懷疑論者が出現し、次のような可能性を提示してきたらどうだろうか。

過去に「+」で意味しながら行っていたのは、本当はこれまで考えていたようなプラスではなく、クワスという、

$$x * y = x + y \quad (x, y < 57) \quad \neq 5 \quad (\text{それ以外の場合})$$

という関数なのだから、「5」と答えるべきなのだ、と。これは十分成り立つ想定である。しかし、これまでの計算（結果）によっても、私の脳内の何らかの事象によっても、これまで行ってきたものがクワス算でなくプラス算なのだと言明するものは何も見つからない。つまり、「プラス」でプラスを意味していたとも言えず、同様に現に意味している、とも言えなくなる。そして「プラス」のみならず、いかなる言葉についても、それが何かを意味しているとは言えないことになる――。

このパラドックスの提示後、「パラドックスの提示の基本ルール」なるものが二つ与えられる²⁾。目下の議論に関わるのは、一つ目のルールであり、それは、「懐疑論者が私とそもそも意見を交わすためには、われわれは共通の言語を有さねばならない(K:12[20])」、というものである。彼はさらにここから、「懐疑論者は、暫定的にであるが、「プラス」の語に関する私の現在の使用については、疑いを差しはさまない」という条件を課している。後に見るように、これらは独立の条件として理解できるものだ。だが、直後においてこの条件は撤回されてしまう。クワスではなくプラスを意味しているという事実が過去に見つからなければ、現在においても、クワスでなくプラスを意味しているという事実はありえないからである。「上述の推論を認めることで自身の足をすくってはならない」と警告し、このように続けられる。

「はじめにわれわれがパラドックスを提示した際には、…現在の意味には疑いの余地はないものとして言語を用いた。今やわれわれは、予期されていたことだが、この暫定的な譲歩は全くの虚構であった、ということを知ったのである。いついかなる時であろうとも、私が「プラス」で、あるいはその他の語で、意味しているということに関する事実はありえ

ないのである。はしごは最後にけとばされねばならない(K:13[24])」。

ここでクリプキが、ウィトゲンシュタインの用いた³「はしご」の比喻で表しているものは何なのだろうか。それが棄却されることによって何が起きているのだろうか。広義としては、それは「懷疑の定式化のために必要とされた暫定的な条件」である。だが、先にも述べたように、実質としてこの「はしご」は二つの役割を担わされている。一つは、私の現在の言語を私の過去の言語使用から分離するという役割であり、もう一つは、私の現在の言語を懷疑論者と架橋するという役割である。整理すればこうなる。

「広義のはしご」＝懷疑を定式化するために必要な暫定的な条件。[メタ言語と対象言語の差異の保証]

「はしご1」＝懷疑の対象となる言語についての条件。私の過去の言語を独立に対象にするために、懷疑論者と私が現在使用している言語から区別するもの。

「はしご2」＝懷疑に使用される言語に関する条件。懷疑論者の言語と私の現在の言語とを架橋するもの。[メタ言語の同一性の保証]

いずれが「けとばされた」のかによって、招かれる事態は異なるものとなる。

「はしご1」の棄却は、懷疑の対象は言語の区別なしに、全ての言語使用に関して有効となることを意味する。これはクリプキが意図していたことである。しかし他方で、「第一のルール」としてこの棄却以前に課されていたものとは、私の言語と懷疑論者の言語とが同一であることの保証であった。これは上の「はしご2」に相当するものが果たしていた役割である。これが棄却されたとするならば、懷疑論者とわれわれとの言語の共有が保証されないことになってしまう。クリプキの記述から判断するに、これ以降も懷疑論者とわれわれとの間には対話が継続していると考えられ、この「はしご2」も棄却されてしまっているとは想定しがたい。それゆえ「けとばされた」ものは、「はしご1」のみであると考えられる。したがって、この「けとばし」の後の懷疑論者のやりとりは、「はしご1」の棄却――「懷疑はすべての言語〔使用〕に有効である」とい

う懐疑論の対象言語についての条件——と、「はしご2」の保持——「懐疑論者の言語と私の現在の言語は同一の言語である」という懐疑論に使用する言語についての条件——という状況下で展開されている。クリプキの口上と異なり、「はしご」は「はしご2」の意味において保持されていることになる。そして以上を踏まえれば、各々の「はしご」の実質は、次のようなものと理解できる。

「はしご1」：明示化された実践している規則、もしくはその明示化自体の保証。[対象言語の「意味」や「規則」の同定]

「はしご2」：規則遵守の実践の保証（「はしご1」を上げることの保証）。

[[「意味」や「規則」の実践の保証]

すると、懐疑論者が懐疑的仮説を携えて出現し、「けとばし」を経て懐疑が有効になるまでの一連のプロセスはこのように説明できる。まず「けとばし」以前の状況、すなわち、私と懐疑論者が直面した状況を考えよう。これは、いわば潤滑なコミュニケーションが妨げられ、「よどみ」が生じた状況である（野矢1999:157-158）。このとき、規則は特定されつつもその実践は保証されておらず、その意味で「はしご1」は保持されつつも「はしご2」は機能していない。ここでは、「規則」や「意味」は注視されることで特定されているものの（「はしご1」の成立）、そのことによって懐疑論者と私は互いの「規則」や「意味」の解釈を拒否しており、遵守は実践されていない（「はしご2」の不成立）からである。その後、懐疑論者の説得に耳を傾け懐疑が有効になったとき、「規則」や「意味」は放棄されつつ、懐疑論者との言語ゲームが開始する。このとき、「はしご1」は「けとばさ」れ、「はしご2」が機能するのである¹。

2 懐疑論の構造

ここで、懐疑論の一般的な構造を捉えるために、クリプキの議論から一旦離れ、ストラウド（Stroud 1984:67ff.）の事例²を参照することにしたい。

2. 1 監視兵の例

この戦闘機と監視兵 (spotter) の例では、基本的な設定が述べられた後、二つの状況が想定される。

監視兵は、軍隊で、敵軍の戦闘機を特定する方法を訓練された。配布されたマニュアルには、各戦闘機を互いに区別する特徴が掲載されている。このマニュアルを通覧することで敵国の戦闘機を特定できる。しかし、この方法は誤同定を招くことが判明している。というのも敵機の中には、老朽化のためにほとんど使用されていない、マニュアルに未掲載の機種があるからだ。

状況 1 : そのマニュアルによれば、特徴 x , y , w が観測されればその戦闘機は「イ号」、 x , y , z が観測されればそれは「ロ号」である。ある観測点から見える戦闘機の特徴は、 x と y しかわからない。一般人 A さんは専門知識を持たないので、もっともよく知られている「イ号」と判断する。しかし注意深い監視兵 B はここで即断しない。しばらく待ち、その戦闘機には特徴 z があるとわかったうえで、彼は「ロ号」と判断する。この B は、注意深い観察と訓練に基づいて、その戦闘機が x , y , z を持つとした点で正しい。それゆえこの状況では、B はその戦闘機がロ号であると知っている。

状況 2 : x , y , z を持つ戦闘機はロ号だけでなく、実はハ号というものもある。とはいえ軍隊の訓練では、指導の単純化のため、遭遇の機会の少ない「ハ号」については教えられていない。するとこの場合、先の戦闘機を「ロ号」と判断した (B の同僚の) 監視兵 C は、 x , y , z を戦闘機が持っているとは知っていても、それがロ号であるとは知っていないことになる。なぜなら、彼の担当教官 D が涼しい顔で、「いや、実はハ号なのだ」と判断したからである⁶。

ストラウドはこの事例を用いて知識帰属の一般的な分析をする。登場している A、B、C、D の四人の観測者自身の判断は、各々が持つ「マニュアル」に基

づいてなされる。その「マニュアル」(Aさんの場合にはその文脈でよい)を、小文字でa、b、c、dと表しておこう。他方、彼らへの知識の帰属は、マニュアルとは独立の客観的な視点においてなされる。ここで、文脈依存的(この場合マニュアル依存的)な観測者の視点や足場を**日常的 practical**(もしくは**制限された restricted**)と呼び、その制限された視点の基礎を問う、文脈から超越した視点や足場を、**超越的 transcendental**と呼ぶことにしよう⁷。たとえば「本当は…」と「真理」を語るときには、超越的な視点を採用していることになる。超越的な視点は絶対的に客観的な視点とは必ずしも一致しない。「より客観的」という意味での、相対的なものでもありうる。

知識の帰属の際、被評価者(知識が帰属される人)の言語は、評価者(知識を帰属する人)の言語に含まれる関係にあると考えられる。たとえばこの状況で、B氏がAさんの「イ号だ」という戦闘機に関する判断(発話)を「誤り」として評価する場合、前者の言語は後者のそれを包含していると考えられよう。さらに想定を進め、たとえばAさんはその戦闘機が実はイ号でなくロ号だとB氏に指摘され、彼の「軍門に下る」としよう。するとAさんがB氏の指摘を説得的なものとして受け入れるためには、今度は(先の被評価者である)Aさんの言語が(先の評価者である)B氏の言語を含む関係が成立していると考えられる。その意味で、AさんとB氏は「同じ言語」を話しているのだと考えられる。

だが、「各人の言語」や「包含関係」という概念が曖昧である。この概念は、(1)何についての(言語かマニュアルか)、(2)いかなる関係か(レベルを隔てた関係か、同じレベルの関係か)、という二点に関して整理できる。したがって、「包含関係」の解釈には、

(あ) 同じ言語を話す二個人における、記載情報の多寡のみにおいて異なるだけの、競合するマニュアル間の関係。[マニュアルについて、等レベルの関係。言語は同じ。]

(い) 対象レベルとメタレベルを隔てた、マニュアルについての、対象マニュアルとメタマニュアルとの関係。[マニュアルについて、レベル間の関係。言語は同じ。]

(う) 対象レベルとメタレベルを隔てた、言語についての、対象言語とメタ言語との関係。[言語について、レベル間の関係。]

の三つが考えられる。言語について「包含」ということを言うとき、それは必然的にメタ言語と対象言語を意味すると考えてよいだろう。それゆえ言語に関する包含関係で、等レベルとして理解できるものはないと思われるので、上の三つで全ての可能性が尽くされたことになる。

さて、素朴に考えるならば、目下想定中の状況における包含関係は、(あ)として理解されるだろう。このとき知識はマニュアルに相対化されている。評価者と被評価者との間の関係は、単なるマニュアルだけの相違であって、言語全体の包含関係ではない。このとき弱いマニュアルaと強いマニュアルb（あるいはaとd）との関係は、単に事例に関する包含関係である。

「包含関係」を(い)のように解釈すれば、次のようになる。Aさんが下した戦闘機の判断（「イ号だ」という発話）をB氏が「誤り」として評価する際（もしくはC氏の「ロ号だ」という発話をD教官が「誤り」として評価する際）、BのマニュアルbにはAのマニュアルaの使用法が記述されており、その情報にもとづいてB氏はAさんの判断を指摘したのである（e.g. 「君のマニュアルaをここで使うのはおかしい。このマニュアルbを使ったらいいよ」）。

ここから、自身がそれぞれ自分の判断があるマニュアルに基づいた知識であるという再帰的な知識を明示的に得ていることが必要なことがわかる。マニュアル α に従って判断を下すことを「 $\alpha \vdash \text{「—」}$ 」と表記し、こうした形式一般を、以下の議論では「生活形式」⁸と呼ぶことにしよう。たとえば(あ)においてAさんは、「イ号だ」という自身の判断が自分のマニュアルに基づいたものであることを明示的に知っている必要がある。だからこそ、B氏から指摘された際にbマニュアル（に基づいた「ロ号」という判断）を受け入れることができるのである。つまり、ここでのマニュアル相対主義が成立するには、(1) そのマニュアル自体(a, b, …)の自己知識と、さらに(2) その使用法（「 $\alpha \vdash \text{「—」}$ 」）の自己知識との、二つが必要となる。同様に(い)においても、たとえ評価者のマニュアルがメタレベルにあるとしても、それは共有された生活形式の上での関係となる。少なくとも評価者の説得を被評価者が理解し得るものとするに

は、被評価者の側において、この二つの意味での自己知識が要求される。B氏の生活形式が自分のものと同じであると踏まえたうえで、Aさんは彼の「軍門に下る」ことができるのである。(あ)と(い)のどちらの解釈を採用するにしても、マニュアルと相対的に理解できるためには、被評価者は評価者とマニュアルを採用する生活形式を共有していなくてはならない⁹⁾。

すると、生活形式自体を共有しない状況も考えられるだろう。すなわち解釈者から被解釈者への非難が、マニュアルではなくその生活形式自体に向けられる状況である。これが残りの(う)の「包含関係」解釈に相当する。ここで評価者は、被評価者に対してメタレベルの位置に立つものと理解される。メタレベルに立つという点では、これは(い)と同じである。だが、被評価者と評価者間の関係が、(い)では生活形式が共有された上で成り立つ、マニュアルに関するレベル差であったのに対し、(う)では生活形式自体に関わる、事実についての「超越的な」レベル差になっているという点で、双方の解釈は異なっている。

2. 2 二つのメタレベル

しかしこの(う)についても分類が必要となる。懐疑論者が要求する超越的な事実もまた、絶対的なものと相対的なものとで解釈が揺れるからである。そこで(う)は次の二つに整理される。

(う1) 自らの視点も一つの制限された(restricted)形のものであるという自己知識を得て、さらに高階のレベルへの背進を認めたうえで提示された超越的な事実と、日常的な事実との関係。

(う2) 絶対的に客観的なものとして把握された超越的な事実と、日常的なレベルの事実との関係。

(う1)もまた一つの相対主義である。(あ)で見たように、マニュアルに関する知識の獲得と、その従い方についての知識の獲得は、相即的に自己知識として獲得されるのであった。(う1)のように評価者が被評価者の生活形式を対象視する際、彼自身を支配している生活形式は、対象の特定と相即的に獲得され

ることになる。すなわち、日常的なレベルと超越的なレベルとの間で相対主義の構造が浮き出ることになる。(あ)や(い)の解釈による相対主義を「横方向の相対主義」とするならば、これは「縦方向の相対主義」と呼ぶことができる。この立場は、無限背進を踏まえた上で、自身の語る真理も相対的なものであることを認識している。他方、全く視点や足場から独立の真理を要求するのが(う2)である。

メタレベルへの相対主義は常にあらたな次元を開くことになる。(あ)・(い)から(う)への超出を「縦方向の」相対化と言うのは、同様の超出が(う)以降も無限背進するからである。その意味で、この超出は規則性を持って認識される。するとこの無限背進していく「縦方向の」系列をさらに扱う視点が系列の外側に想定できる。「メタ・メタレベル」は、系列上のものと、系列外のものと、二つの次元で生じ得る。これは(い)と(う)の二つの「メタ」レベルの相違に対応すると考える。つまり同じ次元の上で想定できるメタレベルと、その次元を超出したメタレベルである。対象レベルから認識できるメタレベルと、認識不可能なメタレベル、と言ってもよい。

ここで、ルイス・キャロルの「アキレスと亀のパラドックス」を思い起こされるかもしれない。目下の議論とそのパラドックスとの関連も確認しておこう。キャロルの挿話が描くのは、次の推論をアキレスが、わからず屋の亀に教える状況である¹⁰。

(※) (P1) AならばB

(P2) A

(C) B

この推論――Modus Ponens――は妥当なものであり、一見したところ自明であるように思われる。だが、亀は、これら二つの前提(P1)と(P2)から結論(C)への導出関係を受け入れず、アキレスに説明を求めるのである。そこでアキレスが取り得る方策は、(※)という推論図式自体の正しさを前提の中に明示化し、

(※※) (P1) AならばB

(P2) A

(※)

(C) B

というさらに別の推論を提示することであろう。だが、その亀はさらに (※※) の必然性を問うのである。以後の展開はすでに予測がつく。すなわち、アキレスは (P1) と (P2) に加え (※※) の正しさを前提で述べる別の推論 ((※※※) とする) を提示することになる。しかし、おそらく亀はわかってくれず、このやりとりは無限に背進していく。目下の問題に即せば、このパラドックスは、「働いている規則を、その規則遵守の実践の中で明示化することはできない」ということを示唆している¹¹。「働いている規則」を明示的に取り出すことで、上述した、レベルを隔てた相対主義 ((う1)) を採用することになるからだ。マニュアルと同様、規則の把握はそれに関する生活形式の把握と相即的なのである。

だが、本稿での現下の論点はこの先にある。それは「予測がつく」ことについての、さらなる懐疑の余地が残されているということだ。アキレスと亀のやりとりが延々続くということが一旦認識されてしまえば、この認識を懐疑する、より高次の可能性が開かれてしまうのである。

そこで、以上の考察から次のことが言えるだろう。

- ・実践している規則を、その実践のレベルにおいて明示化することはできない。
- ・実践している規則を明示的に取り出すことは、(1) 規則の特定と、(2) その従い方との、二つの事柄に関する自己知識を得ることになる。
- ・(1) と (2) のそれぞれに関して、代替物 (alternative) があり、それぞれを懐疑的仮説として立てる懐疑論が可能となる。つまり、生活形式を共有した上での懐疑と、メタレベルへ移行する懐疑との、双方が可能である。

・また、対象レベルとメタレベルの差異も、無限に昇階できることが規則的に把握されてしまえば、その規則性に対する懐疑が可能となる。すなわち懐疑論は常に二方向に展開できるのである（この両義性を、「横向き」・「縦向き」の比喻で呼んだのである）。

この最後の二方向性を、クリプキの規則遵守論に確認することにしたい。後にも見るように、この両義性こそが、クワスの懐疑論者を脅威的に見せているものである。

3 解決の提案

3. 1 クワスの懐疑論者はどこにいるのか

では、クワスの事例に戻ろう。先の分類に対応させ、あらかじめクワスの懐疑論者が取り得る立場を枚举しておけば、

- (i) マニュアル相対主義：ある生活形式の上での、並存する立場 [(あ)]
- (ii) メタマニュアル相対主義：ある生活形式の上での、メタレベルにある立場 [(い)]
- (iii) 超越的相対主義：生活形式から分離した、相対的に超越的な立場 [(う1)]
- (iv) 超越的絶対主義：超越的な立場であるが、絶対的な真理を問う立場 [(う2)]

の四つが可能である。そこでクワス設定自体と、前節で見た懐疑論の構造との二つの点に関して、この議論の両義性を確認することにしたい。

まず、クリプキによるクワス算の定式化に両義性を確認する。率直に理解すれば、クワス算はプラス算と競合する演算である。つまりこれまでの私の「+」計算の事例を完全に包括するような、プラス算と競合する演算である。これまで行なわれてきた適用事例に関してはプラスマニュアル p もクワスマニュアル q も同じ説明を与えている。しかし眼前の数式「 $68+57$ 」に対しては、 p に従

えば「125」と答えるのが正しく ($p \vdash \text{「}68+57=125\text{」}$)、 q に従えば「5」と答えるのが正しい ($q \vdash \text{「}68+57=5\text{」}$) ことになる。これはクワスの懐疑論者を (i) の立場として解釈することに相当する。

他方でこのクワス算――「57未満の数に対してはプラス演算の結果を出力し、それ以外の場合には5を出力するような関数」――は、プラスの規則に言及している点において、メタレベルにあるものとも解釈できる。この解釈をとればクワスマニュアルは、これまで私が行なってきたプラスマニュアルの適用を、57未満の数の演算に制限するような、いわば「メタマニュアル」である。これは (ii) に対応するクワス解釈である。

次に、前節までの懐疑論の考察から規則遵守論の両義性を確認しよう。一つの規則の形で懐疑的仮説が提示される以上、クワスの懐疑が私にとって説得力を持つためには、私は二つの自己知識を得ていることが必要となる。すなわち、(1) 自身の行なっているのがプラスの計算であるという自己知識と、(2) 「規則に従う」という生活形式についての自己知識との二つである。クワスの懐疑の矛先は、これら双方の自己知識に対して向けられていると言える。

(1) の自己知識に対するものが横方向の攻撃である。これは生活形式 ($\alpha \vdash \text{「}---\text{」}$) に関する自己知識を得た上で成立している懐疑である。懐疑論者がここで示すのは、競合するマニュアルを排他的に決定する事実 ($p \vdash \text{「}68+57=125\text{」}$ か $q \vdash \text{「}68+57=5\text{」}$ のいずれかを正当化する根拠) の不在である。つまり先にあげた (i) の解釈である。

(2) の自己知識に対するものが縦方向の攻撃となる。この懐疑は、規則の「従い方」自体に言及し、われわれが採用している、「規則に従う」(「意味する」・「同様に続ける」) という生活形式自体を疑うのである。これは「プラスの規則に従うこと」に対する懐疑とは別の、超越的な懐疑である。生活形式に関する自己知識を得た上で成り立つ、その生活形式自体の根拠をさらに問うものである。このときクワスの懐疑論者は私と並存するような日常的な立場にはなく、「超越的な」メタレベルに立っている。ここで懐疑論者が自身の懐疑に背進の可能性を認めるか否かで、この懐疑論は (iii) と (iv) のそれぞれに対応することになる。

こうして四つの可能性は説明されたことになる。しかし、私見ではクワスの

懐疑論者が取り得る (i) ~ (iv) の立場は二つに集約され、結果としてそれに対する応答も二通りに整理される。というのも、(i) と (ii) の相対主義に立つ懐疑論はともに日常的な、文脈内でのものであり、また (iii) と (iv) の立場からの懐疑論はともに超越的な視点から可能となるものであるからだ。これらの違いは、クワスの懐疑論者を日常的な他者と捉えるか、超越的な他者と捉えるかの相違である。では、それぞれの解釈に即して懐疑論者への応答を与えることにしたい。

3. 2 懐疑の解決？

提案したい懐疑論者への二つの応答とは、次のようなものである。

・応答 1

一つ目は、クワスの懐疑を日常的なレベルで捉えなおすものである。これは (i) や (ii) の解釈でこの懐疑を解釈した場合の応答になる。ここでの方針は、初めから「はしご 1」を立てないことになる。規則を同定した時点で、すでに背進の可能性は開かれる。そこでそれ以前の段階で留まることで、懐疑を回避するのである。すなわち、(あ) 以前の、

(ん) 自身の実践についての把握をしていない、端的に実践している状況 (「 $\neg$ 「---」」の図式の採用以前の状況)

をとることに等しい。日常的な実践の内に留まり、その実践のうちに規則や意味を見ないようにする態度変更であると言える。この応答では、哲学的テーゼは一切拒否されることになる。

・応答 2

では、クワスの懐疑論者を超越的なものと捉えたときの応答を検討しよう。これは (iii) もしくは (iv) の立場に依拠するものとして懐疑論を理解した際の応答である。これは、「はしご 1」を立てるか棄却するかに関わらず、「はしご 2」の確実性を保証することで十分な解決とみなす態度変更である。換言す

れば、無限背進をも一つの言語実践と見なすのである。

もちろん前述した通り、「はしご2」をさらに攻撃する、縦方向の懐疑が生ずる可能性は避けられない¹²。だが、一旦こちらが懐疑論者の指摘をメタレベルのものとして説得力を認めたならば、懐疑論者は、彼の背後にもメタレベルへの懐疑論へと昇階する「はしご2」が伸びている可能性を認めざるを得ないのである。誤解してはならないが、「はしご2」は、個別の規則を指しているのではなく、規則の適用のあらゆる場面において、つねに実践を保証するものであった。したがって「はしご2」の確実性を、私と対話している懐疑論者は「疑え」ない。その意味で、窮地に追い込まれるのは懐疑論者の方になる。また、無限背進を避けつつ絶対的な真理を要求する (iv) のような立場に立つ懐疑論者の出現は、すでに封じられていることになる¹³。

クリプキ解釈には関心はないが、彼の「懐疑的解決」にこうした解決の可能性を見て取ってよいと思われる。なぜなら、彼はその「解決」の提示の際、哲学的な態度をとらずに日常的な実践に留まることを推奨し¹⁴、同時にわれわれの言語実践が常に継続していくことも強調している¹⁵からだ。但し、「解決」をいずれの仕方で解釈するかによって、「共同体」の扱いは異なっている。確かに、どちらにおいても実質的なものとしては理解されない点では相違はない。だが、その「実質的なさ」の根拠において、これらは対照的である。「共同体」は、応答1においては「一致」が言えないという理由で、応答2においてはその「外部」がないという理由で、実質なきものとされるのである。

いずれにせよ、こうした解決がいかんにしてクワスの懐疑への応答として十分な解決となっているのか、その説明が不足していることは、クリプキの議論の欠陥と言ってよいだろう。

3. 3 結語

本稿では、「はしご」の比喩を手がかりにして、懐疑論という観点からクリプキの規則遵守論の仕切り直しを行なった。第一に、クワスの懐疑の両義性を確認した。対象レベルの懐疑とメタレベルの懐疑との両義性である。第二に、この懐疑論への応答を、二つの懐疑のそれぞれに対するものとして与えることを

提案した。すなわち、規則把握という哲学的態度をとらない実践の内に留まることと、懐疑を保証されたコミュニケーションの一部に回収することである。懐疑的解決がこの懐疑に対する十分な応答となるには、このいずれかとして再解釈される必要があると思われる。

また、以上の考察から次の教訓が得られる。クワスのパラドックスが脅威に映るのは、こうした両義性に起因している。つまり規則遵守論は、(1) プラス[演算者]に対するクワス[演算者]といった、認識可能という意味でわれわれと並存する他者に対する拘束力の問題(「特定の規則に従うことの必然性の問題」)と、(2) その通底において働いている、われわれが認識し得ない実践の基礎をいかに与えるのかという問題(「規則に従うこと自体の必然性の問題」)との、二つの規範性の問いに関与しているのである。おそらくクワスの懐疑論者の意義とは、前者の意味での他者を装いつつも、後者の問いの可能性を垣間見せるところにある。すなわち、ある特定の規則に従えないことが、あたかも規則遵守自体の不可能性を示しているかのように思わせるのである。

これを可能にしているのが、「はしご」の比喻である¹⁶。疑われる「意味」や「規則」を取り出さなければ、懐疑論者は全く脅威ではない。「けとばさ」れる「はしご」――「はしご1」――を立てなければ、懐疑論者は無力である。それゆえ彼の攻撃が有効となるには、われわれが彼の言葉に耳を傾けることが必要となる。だがこのとき、懐疑論者は別の「はしご」を介してわれわれの足場に立つことになる。「はしご2」はどこまでも伸びており、それを棄却し宙に浮くことなど、彼には望み得ないことなのである。その意味で「けとばし」もまた、「はしご」の確かさを不問に付すことでなされうる、一つの昇階にすぎないのである¹⁷。

註

¹ 便宜上『ウィトゲンシュタインのパラドックス』からの引用・該当箇所を「(K:原書頁[邦訳頁])」で示す。

² そのうち二番目のものは、「懐疑論者への応答の際に引証可能な証拠は行動主義的なものに限定されない」というルールである (K:14ff.[24ff.])。

³ 『論考』で使用される比喻である：「私の命題は、私を理解する人がそれを通り、それの上に立ち、それをのり越えていく時に、最後にそれが無意義であると認識することによって、解明の役割を果たすのである。（彼ははしごをのり越えてしまった後には、それをいわば投げ捨てなければならない）（Wittgenstein 1922: § 6.54）」。

⁴ それゆえ双方の「はしご」の成立は独立の事柄であると考ええる。また、「はしご1」と「はしご2」は一方の拒否が他方の成立を含意するのではないか、という指摘もあるだろうが、その点についての判断は差し控えておきたい。

⁵ 以下に論ずるのは認識論的懐疑論であり、クリプキの懐疑論とは異なるものかもしれない。しかしクワスの懐疑は多様な解釈を許すものであり、一重に「意味論的懐疑」と分類できないように思う。本稿ではひとまず「意味を知っていること」への懐疑論として扱っておきたい。

⁶ 但し、これは本来 Clark (1972:759ff.) から引かれたものである。簡潔さを考え、ストラウドのものを参照したが、若干アレンジして引用している。なお、ここで戦闘機は、(1) 人工物であり、(2) 有限個であるから、「完全なマニュアル」は事実存在し得るのあり、それゆえこの例は「懐疑論」の例としては失敗している、と指摘する向きもあろう。しかし、私見では、たとえ懐疑が無限に成立しないとしても、「懐疑論」の反復的な構造は十分示すものである。それゆえあえて例を変えずに使用することにした。

⁷ Clark (1972) と Moore (1987) の言葉遣いにしたがう。

⁸ ウィットゲンシュタインの概念を想定している。Cf. 「人間たちが言うことは、正しかったり間違っていたりする。だが、その言語においては、人間たちは一致している。それは意見の一致ではなく、生活形式の一致なのである (Wittgenstein 1958: §241)」。

⁹ 但し評価者の側においてはこのことは必要ない。評価者は自身の生活形式について再帰的に知らなくてもよいのである。

¹⁰ 入不二 (1999:89-116) を参考にした。また、類似のパラドックスを扱ったものとして、飯田 (1989:152-184) の解説も見られたい。飯田は問題を「規約からの帰結の導出」の必然性に関するものとして捉えており、これが問題となるのは、一般的規約からの個別的規約の導出と、一般的規約からの別の一般的規約の導出との、二つの場合があると言う (同所:159)。おそらく本稿で提示したものは後者の事例である。

¹¹ 飯田 (1989:163-164) は、こうした無限背進が「個別的規約が一般的規約からの帰結であることをわれわれが認知することは不可能である」ことを示すものだと言う。

¹² クリップキは規則遵守を傾向性と同一視する傾性論的見解を、(1) 傾向性の有限性と、(2) 誤りの傾向性もありうる、という二つの論点から批判している。だが、同様の批判が自らが「解決」として与える「共同体」に対しても適用できるのである。

¹³ 紙幅の都合上十分論ずることはできないが、これは、野矢 (1999:154) がダメットの「根元的規約主義」の名を借りて主張する、規則のパラドックスへの応答と同等のものである：「根元的規約主義は…個々の適用を導き出す水源池のようなものを拒否することにお

いて、言語使用の盲目性を積極的に認めるところにいる」。この引用で「水源池」は「はしご1」に、「規約」は「はしご2」に対応している。規則を使用した実践を一意的に基礎付けることはできないが、その実践がつねに続行していくという事実こそが、超越的な規範の存在を裏付けるのである。

¹⁴ 「ウィトゲンシュタインが彼自身の懐疑の問題に与えた解答は、…私が「プラス」で足し算を意味していたということを構成し、この意味に適合するために私が何をすべきかを予め決定するような事実、そうした「大げさな事実」など存在しないことを懐疑論者とともに同意することををもって始まるのだから (K:65[128])」。

¹⁵ 「しかし事実は、もちろん、かなりの一致が存在する。そして、ずれたクワスふうの行動は、稀にしか起こらない。言うまでもなく、誤りや不一致は生ずるが、しかしそれらは別の問題である (K:96[187])」。

¹⁶ もちろん、そこにはクワス算の定式化も影響していると思われる。

¹⁷ フォーラムでの発表と本稿執筆の段階において、多くの方々に貴重なコメントを頂いた。この場を借りて感謝の意を表しておきたい。

文献

- T.Clarke, 1972, 'The Legacy of Skepticism', *The Journal of Philosophy*, Vol.69:754-769.
K. DeRose and T.E.Warfield (eds.), 1999, *Skepticism---A Contemporary Reader*, Oxford U.P.
G. Forbes, 1983/84, 'Scepticism and Semantic Knowledge', *Proceedings of the Aristotelian Society*, Vol.84:223-237.
飯田隆 1989 『言語哲学大全Ⅱ 意味と様相 (上)』 勁草書房
入不二基義 2001 『相対主義の極北』 春秋社
S.A.Kripke, 1982, *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Harvard U.P. (黒崎宏訳 1983 『ウィトゲンシュタインのパラドックス』 産業図書)
J.Lear, 1982, 'Leaving the World Alone', *The Journal of Philosophy*, Vol.79:382-403.
J.Lear, 1984, 'The Disappearing 'WE'', *Proceedings of the Aristotelian Society: Supp.*, Vol.58:219-242.
A.W. Moore, 1987, 'Points of View', *The Philosophical Quarterly*, Vol.37:1-20.
野矢茂樹 1999 『哲学・航海日誌』 春秋社
大森荘蔵 1984 「飯田氏に答えて」 (野家啓一 (編) 1984 『哲学の迷路---大森哲学 批判と応答---』 産業図書:340-347)
B.Stroud, 1984, *The Significance of Philosophical Scepticism*, Oxford U.P.

- L. Wittgenstein, 1922, *Tractatus Logico-Philosophicus*, Routledge & Kegan Paul. (奥雅博訳 1975
『ウィトゲンシュタイン全集1』 大修館書店)
- L. Wittgenstein, 1958, *Philosophical Investigations*, Basil Blackwell, 2nd edition. (黒崎宏編・訳
1997 『「哲学的探求」読解』 産業図書)

(かべや あきよし／千葉大学)